

経営者不正と企業再生

デロイト トーマツファイナンシャルアドバイザー株式会社

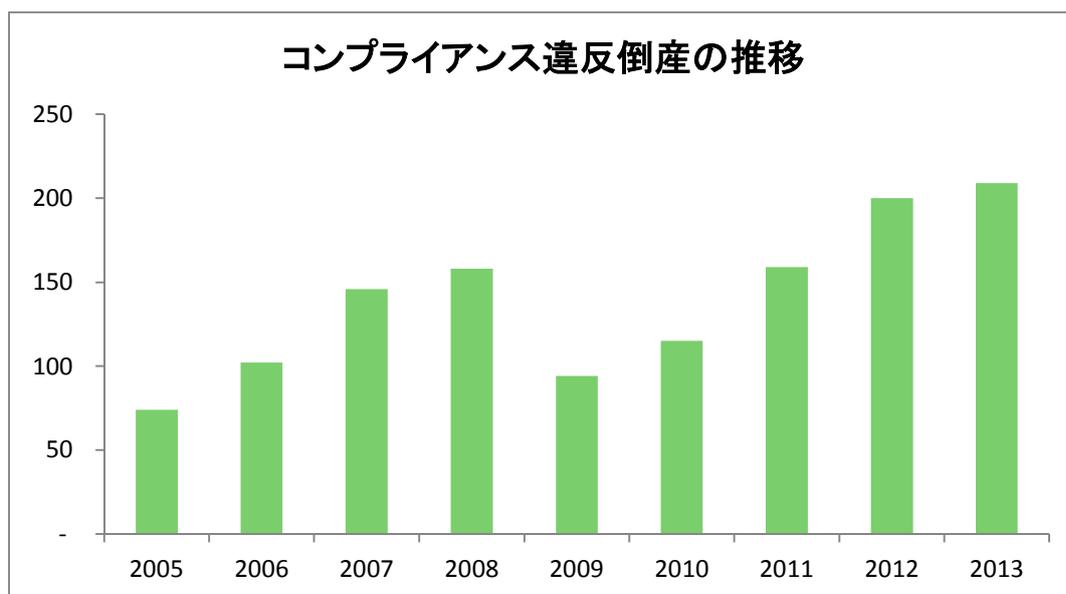
パートナー 公認会計士 松藤 斉

1. 日本における企業倒産の状況と不正不祥事

株式会社帝国データバンク産業調査部「全国企業倒産計2013年度報」によると、負債1千万円以上の法的整理を行った倒産企業数は10,102件と5年連続減少している。そのうち不況型（販売不振、売掛金回収難、不良債権の累積等）が8,073件（79.9%）を占めている。倒産企業数減少の主な要因は、中小企業金融円滑化法終了後の金融機関支援の継続、公共工事の増加、消費税増税駆け込み需要等であり、特に建設業が前年度比17.0%と大幅減少している。

一方、同社が実施した「第10回『コンプライアンス違反倒産』の動向調査」（負債額1億円以上を対象）によると、「粉飾決算」や「脱税」などのコンプライアンス違反が判明した企業倒産（以下、「不正不祥事倒産」）は、2013年度に過去最多の209件が発生しており増加傾向にある（図表1）。

【図表1】



（出典：株式会社帝国データバンク「第10回『コンプライアンス違反倒産』の動向調査」をもとにDTFAが作成）

【図表2】 不正不祥事倒産の推移（違反類型別）

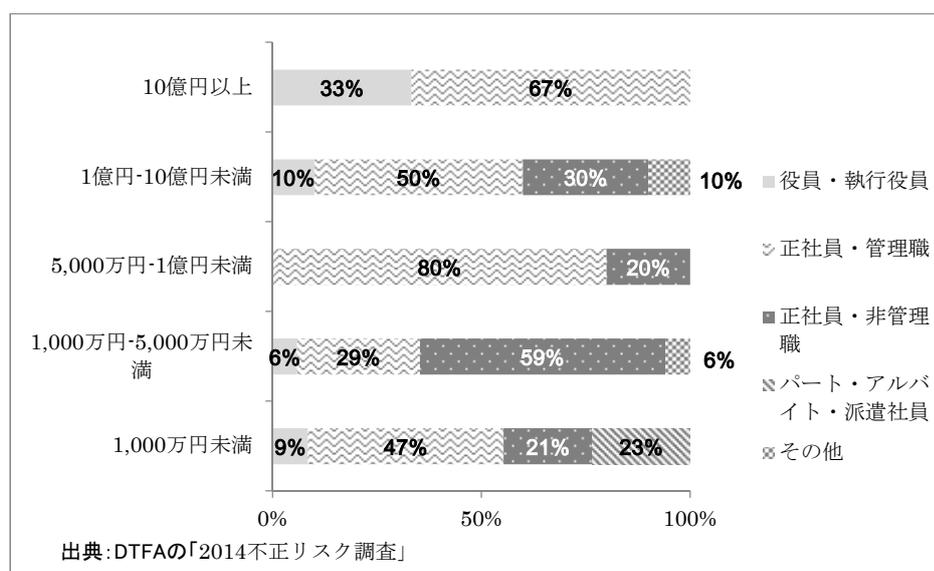
	2011	2012	2013	2013 構成比
粉飾決算	59	57	52	24.9%
業法違反	20	60	33	15.8%
資金使途不正	19	25	22	10.5%
不正受給	5	7	17	8.1%
雇用	4	11	16	7.7%
贈収賄	2	2	4	1.9%
その他	50	38	65	31.1%
合計	159	200	209	100%

出典：株式会社帝国データバンク「第10回コンプライアンス違反倒産」の動向調査

同調査によると、違反類型別（図表2）では粉飾決算が約25%（2013年度）と最も割合が高い。ついで業法違反が約16%、資金使途不正（資産横領等）が約11%を占めている。過去3年間において、この3つの違反類型が半数以上を占める傾向には変化はないものの、本年度においては、不正受給（東日本大震災の復旧事業の補助金、中小企業緊急雇用安定助成金、介護報酬など）が発覚した倒産企業が大幅に増加している。また、贈収賄が発覚した倒産企業も増加している。業種別では建設業が56件（26.8%）、サービス業43件（20.6%）、製造業34件（16.3%）と上位を占めている。

総じて、倒産に結びつくような重大な不正不祥事には、経営者が関与するケースが多いとされる。デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下、「DTFA」）が本年に実施した「Fraud Risk Survey 2014 企業の不正リスク実態調査」（以下、「2014不正リスク調査」）においては、過去3年間に経営者が関与した不正は全体の9%と割合は低い。しかしながら、不正金額別に見ると、不正金額1億円以上10億円未満は、その10%は役員・執行役員による不正であり、不正金額10億円以上はその33%が役員・執行役員による不正である（図表3）。

【図表3】 不正金額別に見る実行者役職の割合



さらに、過去3年間（2011年4月1日～2014年3月31日）に発生した大型倒産（負債額1,000億円以上）の事例（別紙1参照）を見ると、21社中6社は経営者不正による倒産であり粉飾決算や業法違反が倒産の重大なトリガーとなっている。

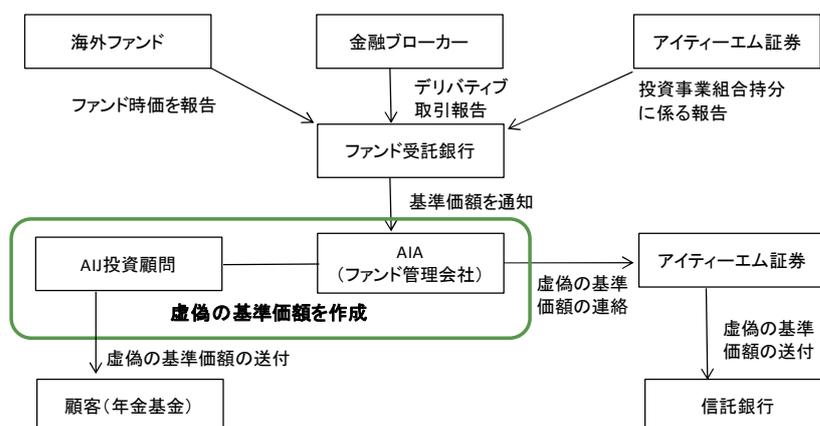
2. 経営者の不正関与と実態解明および再生への取り組み

以上のように、経営者の関与による不正不祥事が発端となり、顧客離れ、信用収縮等を引き起こして企業が倒産に至ることは珍しいケースではない。さらに経営者の不正への関与度合いが事業再生に大きな影響を及ぼす。ここでは経営者による不正不祥事への関与または対処等、不正不祥事の実態関係、背景要因や経営責任の所在について第三者委員会等による実態解明の事例を紹介する。

i. 経営者の重大な偽計行為により事業解体、消滅に至ったケース — ITM証券

アイティーエム証券株式会社（以下、「ITM」）は山一証券出身の元社長らが1998年6月に設立した独立系の証券会社であり、銀行の貸し渋りに悩む上場企業などを対象に海外企業を活用した私募の転換社債の発行による資金調達の提案を行っていた。また、主に年金を運用する機関投資家向けにAIJ投資顧問株式会社（以下、「AIJ」）が組成した投資信託を販売していた。2012年1月に証券取引監視委員会によるAIJへの立入検査が発端となり、ITMの代表取締役がAIJの代表取締役らと共に、AIJが組成した投資信託の運用実績・純資産額等について虚偽の内容を記載した資料を使い年金基金の運用担当者を勧誘して契約させていたことが明らかとなった。ITMとAIJはこのような偽計行為により、多数の年金基金から約1,900億円の資金を集め、その大半を消失させたことで、金融庁より6ヶ月間の業務停止処分および関東財務局からの登録取消・業務改善命令を受けた。その結果、2013年6月に負債総額約1,400億円を抱え破産開始決定を受けた（図表4）。

【図表4】



出典：アイティーエム証券株式会社に対する検査結果に基づく勧告について（平成24年3月23日付 証券取引等監視委員会公表）

金融商品取引法による規制は、監督官庁の許可登録、届出や有資格者の配置の義務付け、監督官庁の検査権等により事業活動に一定の制限を加え市場参加者を保護する一方、業界の競争力強化の観点からは規制緩和による競争促進が奨励されている。この数年、業界内再編に留まらず、規制緩和を背景とした異業種からの金融業参入が相次いでいる。

ITMは、AIJ社長が実質的に支配している二つの投資事業組合から合計80%の出資を受けており、

実質的にはAIJの支配下にあった。投資家からITMへ払い込まれた投資信託の購入資金の多くは、投資信託を解約した顧客への支払等に充当され、顧客に対しては、投資事業組合（AIJ社長が実質的に支配）による水増しされた虚偽の基準価額による運用実績が示されていた。

不正を主導したAIJ投資顧問の社長および経営陣、ITM社長は刑事告発により実刑判決を受けた。厚生労働省は厚生年金基金の資産運用規制を見直し、金融庁も規制強化に乗り出している。このように、本件は経営者が主体となって重大な業法違反を行い、当局の業務停止命令によって実質的に事業の継続が困難となり破産に至ったケースであるが、ステークホルダーへ甚大な影響を与えたため、一企業の不正不祥事だけに留まらず、業界の規制強化へと波及した¹⁴。

本件のように、広く資本市場から多額の資金を調達するビジネスモデルの企業にあっては、規制当局の方針が再生の方向性を大きく左右するものであるが、一方で、不正に関与した経営陣やこれを見逃した経営陣に対する責任追及のみでは被害者の救済に遠く及ばないケースが多い。本件事例は清算型の事例であるが、こうした事業を再生型で再建を図る場合には、規制当局による規制強化とは別個の問題として、再発防止に向けた企業努力が極めて強く求められるものと言える。

ii. 子会社の不正発覚時の対応が不十分で経営者責任が問われたケース — フクシヨク株式会社福岡魚市場（以下、「福岡魚市場」）の子会社で水産加工業を営む株式会社フクシヨク（以下、「フクシヨク」）の経営者が、水産加工品の資金融通取引（本件では、親会社が仲介し、仕入先から一括購入し、フクシヨクが親会社から必要量を仕入れ手数料を上乗せして支払う取引）を利用し、滞留在庫を隠蔽するために架空取引を行っていた。

すなわち、1999年にフクシヨクの不良在庫の存在が発覚し、社内調査を行ったところ総額約3,400万円の不良在庫が判明した。その後、調査時点での不良在庫の金額が正しく報告されていなかったことが判明し、架空取引および在庫による資産の含み損は増加の一途をたどり、フクシヨクの在庫および売掛金の評価損失は14億円近くに拡大し債務超過に陥った。2004年にフクシヨクは再建計画を作成し、約19億円の貸付を親会社が行った。しかしながら、同年末にさらに追加の損失の発生が判明し、親会社は貸付額の15億5千万円に対して債権放棄を実施した。また、その後3億3千万円の追加貸付も回収不能となり、特定株主による損害賠償請求、株主代表訴訟が提起され、親会社の取締役の忠実義務違反、善管注意義務違反を問われた。なお、福岡魚市場は、経営陣を刷新し従前からの水産物卸売業および水産物加工を継続している¹⁵。

本件は、子会社における不正への直接の関与が認められない親会社の役員に対して、子会社において不正の疑いが発生した際の不正の実態把握および是正対応が不十分であったために、その後の業務の適正化や事業再生が適切に行われず損害を拡大する結果となり、親会社の経営者の責任を問われたケースである。

以上のとおり、親子会社間における企業統治のあり方は資本市場のみならず企業再生の領域で

¹⁴ 出典：2012年3月23日付 証券取引等監視委員会「AIJ投資顧問株式会社に対する検査結果に基づく勧告について」、2012年8月10日付 関東財務局「アイティーエム証券株式会社に対する行政処分について」、プレスリリース資料をもとにDTFAが作成

¹⁵ 出典：2012年4月13日付 福岡高裁判決 福岡地判平23年1月26日金融商事判例1367号をもとにDTFAが作成

も常に問題とされる点であり、また、多くの業種の慣行として資金融通取引が行われていることも事実であり、架空取引などの不正リスクの評価・是正も企業再生の重要な論点である。

iii. 組織ぐるみの不正によりコンプライアンス経営が問題となったケース — リソー教育

学習塾を経営する株式会社リソー教育（以下、「親会社」）は、2013年11月に証券取引監視委員会の調査を発端に第三者委員会を組成し、その調査の結果、親会社およびその子会社で家庭教師派遣事業を行う株式会社名門会（以下、「子会社」）における粉飾決算が明らかになった。子会社では、授業実施時点で売上計上しており、当初の契約授業回数に満たない未消化の授業が発生した場合、売上の取り消しとなるため、親会社常務の黙認のもと売上取消回避のため、役務提供を偽装し売上の水増計上を行っていた。また、契約時に売上計上する親会社の映像講座についても、契約書日付の操作、締結見込のない契約書の偽造を行い、翌期に売上を取り消す等の操作も行っていた。子会社では、社長らが、本来計上すべきでない売上計上が処理されるシステム上の欠陥を認識していながら、売上目標の未達を恐れて不正を放置していた。本件の発覚により未実施分の授業料前受金約66億円、および返金義務発生に伴う引当金約28億円の存在が明らかになった。財務体質健全化のため、従来からの取引先である日本道路興運に対して発行総額約10億円の第三者割当増資を実施し、土地の売却、不採算事業の閉鎖等を検討中である。第三者委員会の調査結果によると、親会社の会長の関与はなかったが、親会社専務をはじめとする取締役3名が関与し、従業員に不正を指示していた。当該取締役3名は退任、代表取締役会長が社長を兼務し、引き続き経営を行うこととなった。

毎年20%成長目標を掲げて会長自らが目標達成・未達に信賞必罰の人事評価を行い、グループ会社の取締役は会長とは部下の関係にとどまり、健全なコーポレートガバナンスの整備ができなかった。また、営業成績と連動した「昇給、昇格、降給、降格基準」に基づき3ヶ月程度の短期間の降給、降格が常態化しており営業成績至上主義が会社運営の基本となっていたこと、管理部門の役割が軽視されチェック機能が形骸化していたことなども不正要因として挙げられている¹⁶。

一般的には、こうしたオーナー色の強い企業におけるコーポレートガバナンスおよびコンプライアンス構築は、事業再生上必須の要件であり、創業家が構築してきた企業風土そのものが不正の遠因となることも多く、創業一族の意識改革や、プロパー従業員が次世代経営の一翼を担うように人材の健全な育成が不正の再発防止にとって最も重要であろう。

¹⁶ 出典：2014年2月10日付 株式会社リソー教育第三者委員会 「報告書（要約）」、プレスリリース資料をもとにDTFAが作成

【図表5】株式会社リソー教育の連結財務諸表に与える不正の影響額

会計年度別影響額（連結財務諸表）

	2008年2月期			2009年2月期			2010年2月期			2011年2月期		
	訂正前	訂正	訂正後	訂正前	訂正	訂正後	訂正前	訂正	訂正後	訂正前	訂正	訂正後
売上高	15,395	(395)	14,999	16,305	(646)	15,659	17,347	(983)	16,364	18,751	(1,300)	17,451
経常利益	1,560	(405)	1,155	1,673	(649)	1,024	2,506	(983)	1,523	2,663	(1,300)	1,363
当期純利益	398	(409)	(11)	661	(618)	43	1,371	(597)	774	1,366	(791)	575
前受授業料収入	417	205	622	431	384	815	463	772	1,235	453	1,604	2,057
売上返戻等引当金	-	347	347	-	792	792	-	1,406	1,406	-	1,894	1,894
純資産	2,520	(409)	2,111	2,104	(1,027)	1,077	2,663	(1,624)	1,039	2,887	(2,415)	472

	2012年2月期			2013年2月期			2013年8月期（第2四半期）			累計		
	訂正前	訂正	訂正後	訂正前	訂正	訂正後	訂正前	訂正	訂正後	訂正前	訂正	訂正後
売上高	20,146	(1,717)	18,429	21,788	(1,929)	19,859	10,521	(1,336)	9,185	120,257	(8,308)	111,949
経常利益	2,771	(1,717)	1,054	2,735	(1,927)	808	468	(1,335)	(867)	14,378	(8,318)	6,060
当期純利益	1,295	(1,139)	156	1,527	(1,305)	222	184	(985)	(801)	6,805	(5,846)	959
前受授業料収入	397	2,491	2,888	611	4,419	5,030	676	5,964	6,640	-	-	-
売上返戻等引当金	-	2,785	2,785	-	2,646	2,646	-	2,751	2,751	-	-	-
純資産	3,323	(3,554)	(231)	5,651	(4,860)	791	11,291	(5,846)	5,445	-	-	-

出典：株式会社リソー教育第三者委員会 報告書（要約）をもとにDTFAが作成

また、本件不詳事の影響額は図表5のとおり、決して連結財務諸表上も軽視できないレベルである（2012年2月期には債務超過に陥っていることが判明している）。

会計不正は、会社の本来の業績を歪めてしまうため、ステークホルダーおよび社内関係者の経営判断まで狂わせてしまう。すなわち、偽りの利益の企業評価によって、企業の危機感や改革意識を鈍らせてしまい、事業再生の機会を逸する結果となる。

iv. 第三者による企業再生のための調査が実施されたケースー日本航空

「ナショナル・フラッグ・キャリア」として日本最大の航空会社として運営してきた株式会社日本航空（以下、「日本航空」）は、長年の業績不振の後、2009年9月に「JAL再生タスクフォース」を設置し、その後、企業再生支援機構および金融機関の支援を取付けた上で（プレパッケージ方式）2010年1月に会社更生法を申し立てた。日本航空の再生にあたっては、多額の公的資金が投入され、株主、債権者、従業員からOBに至るまで多くの関係者による負担が強いられた。こうした中で、管財人は、会社が抜本的な改革を果たし社会からの信頼を回復するには、経営破たんに至った要因、過去の重大なコンプライアンス上の問題およびその他の経営上の問題を分析で明らかにし、その結果を今後の再建に活かすことが不可欠であると考え、第三者から成るコンプライアンス委員会を設置して調査を行わせた。

約半年間に及ぶコンプライアンス委員会の調査により、歴代社長を含む多くの関係者へのインタビューや資料の精査が行われた。すなわち、約10年間に遡って、破綻要因と考えられる事業内容および環境、債務超過の状況、主要な会計処理項目および方針、主要取引にかかるコンプライアンス上の責任の所在、組織体質等について分析検討が加えられた。例えば、航空機に使用されるジェット燃料の購入に際してその価格変動リスクの抑制のために行っていた燃油デリバティブ取引においては、リーマンショックにより価格が急落し2,000億円レベルのヘッジ損失が生じたヘッジ方針、手続きや手仕舞いしなかった判断の妥当性が検討された。また、航空機のレバレッジド・リース取引においては、機材を購入し、リース会社へ売却した時点で計上された利益約1,000億円が健全な会計処理方針として認められ得るかなどである。その結果として、当該調査においては、経営者の法的責任は認め難いとの結論が導かれたものの、肥大化した組織、脆弱

な企業体質および財務、政民官のもたれ合いの構造、閉鎖的なセクショナリズム、全社的な危機意識の欠落などを指摘し、今後の安全運航および全社一丸となった難局打開を切望するとして結語した。また、再建に向けた提言として、経営の効率化、組織体質の改善、役員や従業員の意識改革にも言及した。¹⁷

日本航空においては、会社更生法の下で旧経営者が退陣し、新たに招聘した経営者のもとで2012年9月に再上場を果たした。そのスピード再建は関係者の並々ならぬ努力と貢献に支えられたものと思料するが、本コンプライアンス調査が再生に向けての重要なプロセスとして位置づけられ、破綻要因が総括され、再生の出発点となったと言えるのではないだろうか。

v. 金融商品投資の不正不詳事への経営者関与のケースーオリンパス

オリンパスの事例が近年では最も典型的であり、既知となった不正の実態、すなわち、長年にわたる巨額の投資損失飛ばし（約1,200億円）と受け皿ファンドからの資金還流およびのれん償却による損失処理スキーム（総額約1,350億円）が第三者委員会によって解明され、数代にわたる経営トップおよび財務担当役員による密室での不正の隠蔽および解消工作が明らかになった。事実としては、1990年のバブル経済の崩壊によって金融資産の運用損失が多額に発生したが、それを取り戻すためのハイリスク金融商品の運用で損失がさらに1,000億円レベルまで膨れ上がった。当時は取得原価主義会計のもとで損失を先送りしていたが、2000年からの時価主義会計基準の適用で含み損が表面化することとなったため、連結決算対象外の受け皿ファンドを利用し、預金等を担保として調達した資金で含み損を当該ファンドに飛ばすなどした。損失が分離された後は担保貸付の返済や預金の払い戻しのために、受け皿ファンドが保有するベンチャー企業を高額で買取り、また、大型のM&A案件でファンドへの手数料を支払うなどして資金を還流させた。そして、当初の含み損失は新規事業でののれんとして資産化し、その償却によって段階的に解消することを企図した。¹⁸

この結果として、海外からの日本の資本市場への不信やガバナンスが問題視された。企業としては、経営陣の刷新、事業スポンサーによる事業支援と緊急資金調達、実業の評価も加わり、再建の道を歩んでいる。また、第三者委員会による是正策の提言に続いて、取締役・監査役の責任調査が行われ、ガバナンスや公認会計士監査の問題などが総括された。本件の巨額不正はオリンパスだけではなく、日本の資本市場を取り巻く課題の総点検につながったわけである。

本件は本業とは関連性の低い領域での不正であったことから、事業そのものの毀損は少なく（もっとも事業の毀損が最小限で済むようスピード感を持った再生プロセスが進められたこと

¹⁷ 出典：2010年8月26日付コンプライアンス調査委員会「調査報告書（要約）」、プレスリリース資料をもとにDTFAが作成

¹⁸ 出典：2011年12月6日付オリンパス株式会社第三者委員会「調査報告書」、2012年1月7日付オリンパス株式会社取締役責任調査委員会「調査報告書」、2012年1月16日付オリンパス株式会社監査役等責任調査委員会「調査報告書」 プレスリリース資料をもとにDTFAが作成

も大きいと言えようが)、事業スポンサーによる支援によって事業再生が図られた典型的なケースであると言えよう。

また、教訓として言えるのは、是正、信頼性回復の機会は重大な不祥事によって訪れ、それをどのように活かすかである。

3. 不正防止の観点から見た日本の課題および改善状況

不正不祥事の発覚状況は、弊社による2014不正リスク調査においても上場企業の約4分の1が何らかの不正に巻き込まれており、また、贈賄による制裁事例やカルテル行為による課徴金支払い事例も頻発している。私見ではあるが、これは、不正の早期発見の仕組み、とりわけ経営者不正への制度強化、それを受けた企業側の真摯な対応により、不正発覚の割合が増加し、公表する姿勢が浸透しているためと思われる。特に経営者不正が発覚した場合には本来の事業に与えるダメージも大きく、企業の信頼を回復するには大変な労力が求められる。事業再生においては、事業基盤の維持・回復が見込めること、資金の支援が受けられること、および経営者の資質が認められるかがポイントであり、発覚した不正の実態を十分に解明し、適切な不正防止・発見体制を構築することによって早期に企業の信頼を回復することが重要である。日本では、幸か不幸か、近年の巨大不正事案が端緒となって、初期段階で不正を発見し食い止める、あるいは、不正予防の抑止力となる制度設計が始まっており、現場感としてその効果が徐々に発現しているとも言える。ここでは、そのような努力の状況を紹介する。

(1) 企業による不正の実態解明の仕組み

日本の公開企業においては、最近4~5年の傾向として、重大な不祥事が発覚した際には、信頼回復のために弁護士、公認会計士をはじめとする外部専門家から構成される第三者委員会が組成されて調査を行うことが一般的になっている。当該調査の指針、手続きとしては、日本弁護士連合会「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン（2010年7月15日、改訂同年12月17日）」、あるいは日本公認会計士協会経営研究調査会研究報告第51号「不正調査ガイドライン（2013年9月4日）」に詳細に記述されている。これらの両ガイドラインでは、すべてのステーク・ホルダーに対する説明責任を果たすことがその使命とされており、「最終的には企業等の信頼と持続可能性を回復することを目的とする」としている。経営者不正における調査の肝は、客観性・透明性の高い実態調査の結果として、当該不祥事が企業存続や信頼性回復にどの程度のインパクトを与えるのか、経営者の関与の有無やその資質および企業全体のガバナンス、コンプライアンスの毀損の程度をステークホルダーが報告書を参考として自身で検討、精査できるか否かではなかろうか。

(2) 不正リスク対応の監査基準

2014年3月期の上場企業監査から不正対応監査基準が適用され、従来から監査基準に盛り込まれていた不正リスク対応をより厳格に適用することが求められることとなった。すなわち、経営者等の誠実性に関して監査の全局面で不正リスクに対する職業的懐疑心を発揮し、財務諸表での重要な虚偽表示を示唆する状況での監査証拠の評価や当該虚偽表示の疑義についての手続きを実施し、それらが結果として監査意見表明の障害でないという積極的な心証、証拠を形成しなければならない。特に不正が発覚した場合には、従来と異なり、経営者の関与や監督・管理責任、類似事象の有無について相当レベルの追加の監査手続や検討が求められることとなる。一方、当該企業による不正の実態調査および要因分析についても、上述のガイドライン等に照らして十分な調査が行われるような積極的な要請を企業に求めることが浸透してきている。

(3) 社外役員の義務化等によるガバナンス強化

6月に成立した会社法改正案では社外取締役の義務化、社外取締役・社外監査役の要件厳格化などコーポレートガバナンス強化の動きが一段と進捗しそうである。近時のガバナンスの課題として常に社外役員制度の形骸化が謳われ、実際に経営破たんや不正の要因として社外役員の監督、監視責任が少なからず問われるところである。ただし、近年は海外投資家からの要請もあり、多くのグローバル企業では社外役員の存在と機能発揮は最低要件となっているとも考えられ、制度が実務に追いつく過程にある。

(4) 規制当局の監視、摘発、指導強化

証券取引等監視委員会（以下、「監視委」）では、2011年に有価証券報告書の虚偽記載などを専門的に検査する「開示検査課」を分離・独立させて開示書類のモニタリングを強化し、また、デジタル・フォレンジックの専門家も増員を行い、電子データを含む文書の調査体制を強化している。また、2013年9月に施行された金融商品取引法の改正では課徴金制度を見直し、虚偽開示書類の提出に加担する行為への適用範囲の拡大、不公正取引者に対する出頭命令権限が付与されるなど着実に制度強化がなされている。監視委が2014年6月に公表した「証券取引等監視委員会の活動状況」によると、2013年4月1日から2014年3月31日の期間に監視委に寄せられた有価証券報告書等の虚偽記載に関する情報提供件数は224件と前年110件から2倍超増加しており、今後も規制当局による監視、摘発が活発になると推察される。さらに、各取引所においても、不正による財務報告書類の虚偽表示に対しては、過年度訂正や公表の仕方について詳細な指導がなされているようである。以上。

(別紙1) 過去3年間の大型倒産（負債額1,000億円以上）

	企業名	上場市場	業種	不正 不祥事	整理 手法	備考
2013年 4月1日 ～	(株)インデックス	JASDAQ	携帯・ゲーム ソフト制作	粉飾決算	破産	架空取引等を主 導し金商法違反 で役員2名逮捕・起訴
2014年 3月31日	ワールドロジ (株)	JASDAQ	物流コンサル ティング		破産	
	カプトデコム (株)	JASDAQ	不動産		特別 清算	
	NSR(株)	非上場	不動産		破産	
	ITM Securities Co., Ltd.	非上場	金融業	業法違 反	破産	AIJ投信の年金 投資契約請負。 営業停止処分・ 免許取消。
2012年 4月1日 ～2013 年3月31 日	山水電気(株)	東証1部	音響機器製 造		民事 再生 法	
	NIS GROUP CO., LTD	東証2部	金融業		破産	
	クレストイン ベストメンツ (株)	元JASDAQ	青果卸売、シ ステム販売 等		破産	
	シコー(株)	非上場	モーター製 造		破産	
	(株)サクラダ	東証1部	橋梁工事	その他	破産	橋梁落下事故。 経理担当役員デ リバティブ取引 失敗による損失 100億円。

	(株)東京カソード研究所	JASDAQ	電子部品製造販売		民事再生法	
	(株)クラヴィス	非上場	消費者金融		破産	
	三光汽船(株)	非上場	外航海上運送		会社更生法	
	小野グループ (ワシ興産、ワシマイヤー等)	非上場		粉飾決算	破産	取引銀行ごとに決算書を粉飾し報告していた。
2011年 4月1日 ～2012 年3月31 日	エルピーダメモリ	非上場	DRAM製造		会社更生法	
	サンシティ	東証1部	不動産販売		民事再生法	
	セイクレスト	JASDAQ	不動産販売		破産	
	インネクスト	札証 Ambitious	液晶製造検査装置メーカー	粉飾決算	破産	売上前倒し、原価圧縮、循環取引
	(株)安愚楽牧場	非上場	和牛預託商法、畜産	業法違反	破産	特定商品預託法違反（不実の告知）で役員2名実刑判決
	(株)SFコーポレーションSF Corporation co.,ltd	非上場	消費者金融		破産	
	(株)太平洋クラブ		ゴルフ場経営		会社更生法	